

京都府公立大学法人における物品買入等契約に係る取引停止等の措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府公立大学法人（以下「本法人」という。）が発注する物品の製造の請負及び買入れ、役務等（以下「物品買入等」という。）の契約に関し、取引停止その他の措置に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「取引停止」とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 一般競争入札及び指名競争入札における競争参加の停止
 - (2) 隨意契約における業者選定の停止
- 2 この要領において「業者」とは、法人と物品買入等の取引実績がある者又は法人と取引を行うとする者をいう。

(取引停止等)

第3条 理事長は、業者が別表第1、別表第2又は別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該業者に対する取引停止を行うものとする。

2 理事長は、前項の規定により取引停止が行われた業者を物品買入等の契約の相手方としてはならない。

3 第1項の規定により取引停止が行われた業者を指名競争入札の参加業者として現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

4 第1項の規定により取引停止が行われた業者に対して一般競争入札の参加資格を有する旨の通知をしているときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(事業協同組合に関する取引停止等)

第4条 理事長は、前条第1項の規定により事業協同組合について取引停止を行う場合において、当該取引停止について責めを負うべき当該事業協同組合の組合員が明らかとなつたときは、当該組合員について、事業協同組合の取引停止の期間の範囲内で期間を定め、取引停止を行うものとする。

2 理事長は、前条第1項の規定により取引停止が行われた業者を組合員とする事業協同組合が、その取引停止の事由に関与していることが明らかなときは、当該事業協同組合について、組合員の取引停止の期間の範囲内で期間を定め、取引停止を行うものとする。

3 前条第2項、第3項及び第4項の規定は、前2項の場合について準用する。

(取引停止期間の特例)

第5条 業者がいずれかの事案により別表第1又は別表第2の各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間のうち最も長いものをもって取引停止の期

間とする。

- 2 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における取引停止の期間は、それぞれ別表第1又は別表第2の各号に定める期間の2倍とする。ただし、その期間は36箇月を超えないものとする。
 - (1) 別表第1又は別表第2の各号に掲げる措置要件に係る取引停止の期間中又は当該期間の満了後1箇年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1又は別表第2の各号に掲げる措置要件に該当することとなった場合(次号及び第3号に掲げる場合を除く。)
 - (2) 別表第2第1号の措置要件に係る取引停止の期間中又は当該期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、同表同号の措置要件に該当することとなった場合
 - (3) 別表第2第2号又は第3号の措置要件に係る取引停止の期間中又は当該期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、同表第2号又は第3号の措置要件に該当することとなった場合
- 3 理事長は、取引停止の措置要件に該当した業者について情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、取引停止の期間を別表第1又は別表第2の各号及び前2項の規定による取引停止の期間の2分の1まで短縮することができる。
- 4 理事長は、取引停止の措置要件に該当した業者について極めて悪質な事由があると認め、又は当該行為によって極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、取引停止の期間を別表第1又は別表第2の各号並びに第1項及び第2項の規定による取引停止の期間の2倍まで延長することができる。ただし、その期間は36箇月を超えないものとする。
- 5 理事長は、取引停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなつたときは前各項に定める期間の範囲内で、また、同一事案において別の措置要件に該当することが明らかになつたときは別表第1又は別表第2の各号に定めるところにより、それぞれ取引停止の期間を変更することができる。ただし、その期間は36箇月を超えないものとする。
- 6 理事長は、取引停止の期間の満了した業者について、極めて悪質な事由が明らかとなつたときは前各項に定める期間の範囲内で、また、同一事案において別の措置要件に該当することが明らかとなつたときは別表第1又は別表第2の各号に定めるところにより、それぞれ取引停止の期間を変更し、当初の取引停止期間を控除した期間についてさらに取引停止を行うことができる。ただし、その期間は36箇月を超えないものとする。
- 7 理事長は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなつたときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

(取引停止の審査)

第6条 理事長は、現に指名している業者について第3条第3項の規定により取引停止を行い、指名を取り消すときは、指名選考委員会の審査を経なければならない。

(取引停止の承継)

第7条 京都府の「物品買入等契約に係る指名停止等の措置要領要領」第6条の規定により指名停止措置も承継するものとされる業者については、本法人における取引停止措置も承継するものとする。

(取引停止の通知)

- 第8条 理事長は、第3条第1項、第4条若しくは第5条第6項の規定により取引停止を行い、同条第5項の規定により取引停止の期間を変更し、又は同条第7項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。
- 2 理事長は、当該取引停止の事由が法人の発注する物品買入等に関するものであるときは、必要に応じ当該業者から改善措置の報告を求めるものとする。

(取引停止の特例)

- 第9条 理事長は、災害時に緊急に物品買入等を行う場合、特殊な物品買入等を行う場合その他特にやむを得ない事由があるときは、当該事案に限り取引の相手方とすることができまするものとする。

(下請等の禁止)

- 第10条 理事長は、取引停止の期間中の業者が本法人の発注する物品買入等を下請けし、又は受託することを承認してはならない。ただし、別表第3第1号(2)又は同号(3)の措置要件に該当した業者についてはこの限りでない。

(情報の収集)

- 第11条 理事長は、業者に係る取引停止事由に関する情報の収集に努めるものとする。

(取引停止に至らない事由に関する措置)

- 第12条 理事長は、別表各号に掲げる措置要件に該当する場合のほか、物品買入等を受注させるのが適当でないと認められる業者について、期間及び業種を定め取引を停止することができる。なお、取引を停止する場合は当該業者に対し書面でその期間及び業種を通知するものとする。
- 2 理事長は、業者について取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要領は、平成28年2月18日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(過失による粗雑な履行) <p>1 物品買入等の履行に当たり、過失により粗雑な履行をしたと認められるとき。</p> <p>(1) 会計検査院又は京都府監査委員に文書で指摘されたとき。</p> <p>ア 京都府及び本法人が発注する物品買入等のとき。</p> <p>イ 府内の他の物品買入等のとき。</p> <p>(2) 京都府及び本法人が発注する物品買入等において(1)以外の粗雑な履行をしたと認められるとき。</p> <p>ア 粗雑の程度が極めて重大^{※1}なとき。</p> <p>イ 粗雑の程度が重大なとき。</p> <p>(3) 京都府及び本法人が発注する物品買入等において成績が著しく不良なとき。</p>	当該認定をした日から 3箇月 2箇月 3箇月 1箇月 1箇月
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) <p>2 物品買入等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、第三者に死亡者若しくは負傷者^{※2}を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき又は重大な事故を生じさせたとき。</p> <p>ア 京都府及び本法人が発注する物品買入等における事故</p> <p>イ 府内の他の物品買入等における事故</p> <p>ウ 府外の物品買入等における事故(多数の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたとき。)</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>ア 京都府及び本法人が発注する物品買入等における事故</p> <p>イ 府内の他の物品買入等における事故</p>	当該認定をした日から 6箇月 3箇月 2箇月 3箇月 2箇月

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故)	
3 物品買入等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、物品買入等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 死亡者を生じさせたとき。	
ア 京都府及び本法人が発注する物品買入等における事故	2箇月
イ 府内の他の物品買入等における事故	1箇月
ウ 府外の物品買入等における事故(多数の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたとき。)	1箇月
(2) 負傷者を生じさせたとき。	
ア 京都府及び本法人が発注する物品買入等における事故	1箇月
イ 府内の他の物品買入等における事故	1箇月

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄) ^{※3}	
1 業者等が業者の営業に関し、刑法(明治40法律第45号)第198条の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	該認定をした日から
(1) 京都府及び本法人の職員に対する贈賄	36箇月
(2) 府内の他の公共機関 ^{※1} の職員に対する贈賄	18箇月
(3) 府外の公共機関の職員に対する贈賄	12箇月
(独占禁止法違反)	
2 業者等が業者の営業に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、物品買入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ^{※5}	当該認定をした日から
(1) 公正取引委員会の告発又は違反の認定があったとき。	
ア 京都府及び本法人の発注における違反	24箇月
イ 府内における違反	18箇月
ウ 府外における違反	12箇月
(2) 公正取引委員会の排除措置命令、審決、課徴金納付命令又は違反の認定があったとき。	
ア 京都府及び本法人の発注における違反	18箇月
イ 府内における違反	12箇月
ウ 府外における違反	9箇月
(談合等)	
3 業者等が業者の営業に関し、刑法第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条に規定する罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から
(1) 京都府及び本法人の発注における談合等	36箇月
(2) 府内における談合等	18箇月
(3) 府外における談合等	12箇月

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為)	
4 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業者等が業者の業務に関して不正又は不誠実な行為をし、物品買入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 府内の他の公共機関において指名競争入札の資格制限に該当したとき。	6箇月
(2) 暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 ア 業者である個人又は業者である法人の役員 が行った暴力行為	
(ア) 府内における暴力行為	9箇月
(イ) 府外における暴力行為	6箇月
イ アに規定する者以外が行った暴力行為	
(ア) 府内における暴力行為	6箇月
(イ) 府外における暴力行為	3箇月
(3) 脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3箇月
(4) 業務関係法令 ^{※6} 、労働者使用関係法令 ^{※7} 及び環境保全関係法令 ^{※8} に重大な違反 ^{※9} をしたとき。 ア 京都府及び本法人が発注する物品買入等における違反	3箇月
イ その他の物品買入等における違反	1箇月
(5) 京都府及び本法人が発注する物品買入等の入札に際し、資格確認通知又は入札通知を受けた場合において、正当な理由なく入札に参加しなかつたとき。	1箇月
(6) 京都府及び本法人が発注する物品買入等の入札に際し、正当な理由なく担当職員の指示に従わなかつたとき。	2箇月
(7) 入札で落札した(随意契約において見積書を採用された場合を含む。)にもかかわらず、正当な理由なく契約を締結しなかつたとき。	3箇月
(8) 京都府及び本法人が発注する物品買入等に係る予定価格及び発注計画等において、非公表とされている情報を不正に入手しようとしたとき。	18箇月

措置要件	期間
(9) 京都府及び本法人が発注する物品買入等において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注機関への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。	1箇月
(契約違反) 5 京都府及び本法人が発注する物品買入等の履行に当たり過失により契約に違反するなど、物品買入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 履行遅滞があったとき。 ア 2箇月以上の履行遅滞 イ 1箇月以上2箇月未満の履行遅滞 ウ 1箇月未満の履行遅滞	3箇月 2箇月 1箇月
(2) 正当な理由がなく、契約を履行しなかったとき又は契約相手方の責めに帰すべき事由により、京都府及び本法人が契約を解除したとき。 ア 契約に定める発注者の解除権を行使したとき。(7暴力団関係)に該当する場合を除く。) イ アに掲げる場合のほか、契約相手方の責めに期すべき重大な事由が認められるとき。 ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約相手方の責めに帰すべき事由が認められるとき。	6箇月 3箇月 1箇月
(3) 正当な理由がなく、契約又はその条件に違反したとき。 ア 納品書等提出書類について虚偽の記載や差し替えなど京都府及び本法人の不適正経理に繋がりかねない行為をしたとき イ その他正当な理由がなく契約条件に違反したとき	3箇月 3箇月

措置要件	期間
(申請書等の虚偽記載)	
6 京都府及び本法人が発注する物品買入等の入札に際し、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料、その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたことにより、物品買入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 物品買入等に係る虚偽など入札参加資格の成否にかかわる重大なとき。	6箇月
(2) (3)に掲げる場合のほか入札参加資格の成否にかかわらないとき。	3箇月
(3) 個人の資格に係る虚偽等で業者の故意が認められないが、監督責任を問うことが適当と認められるとき。	1箇月
(暴力団関係)	
7 次のいずれかに該当し、物品買入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 業者である個人、業者である法人の役員又はその支店若しくは常時物品買入等の契約を締結する事務所の代表者(以下「役員等」という。))が、暴力団員であると認められるとき。	24箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。	24箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで

措置要件	期間
(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(6) 京都府及び本法人が発注する物品買入等において、暴力団又は暴力団員であると知りながら、これを不当に利用するなどしているとき(暴力団又は暴力団員から脅迫を受けたことにより行ったときを除く。)。	12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(その他)	
8 業者等に極めて重大な反社会的行為があり、物品買入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告されたとき。	3箇月
(2) 極めて重大な反社会的な行為 ^{*10} があり、新聞等により報道されて、契約の相手方として不適当なとき。	3箇月
9 物品買入等以外の業務の契約に係る取引停止の措置要件に該当し、京都府及び本法人から取引停止を受けたとき。	当該認定をした日から当該措置要件に係る取引停止期間が終了する日まで

別表第3 経営状況に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(経営状況)</p> <p>金融機関との取引が停止されたときなどにより、物品買入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 金融機関との取引が停止されたとき。</p> <p>(2) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立をしたとき。</p> <p>(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立をしたとき。</p> <p>(4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしたとき又は破産手続開始の決定を受けたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>取引再開まで</p> <p>更生手続の開始決定後、入札参加資格の再認定があつたときまで</p> <p>再生計画の認可後、入札参加資格の再認定があつたときまで</p>

備考

別表第1及び別表第2の各号において、次に掲げる用語の意義はそれぞれに定めるところによる。

- ※1 「公共機関」とは、贈収賄が成立する全ての機関(国の機関、地方公共団体、公社等)をいう。
- ※2 「負傷者」とは、治療180日以上の傷害又は完治の見込みのない傷害を受けた者をいう。
- ※3 「業者等」とは、業者のほか、業者である個人、業者である法人の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人若しくは本店若しくは支店の事業の主任者(いかなる名称によるかを問わず、業者に対し、これらと同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。)又はその使用人をいう。
- ※4 「営業」とは、個人の私生活上の行為以外で業者が行っている営業全般をいう。
- ※5 独占禁止法違反を行った業者に、違反後、合併、会社分割又は営業譲渡があった場合で、当該業者の営業を承継した者の営業が、当該業者の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、第12条を適用する。
- ※6 「業務関係法令」とは、警備業法(昭和47年法律第117号)等をいう。
- ※7 「労働者使用関係法令」とは労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等をいう。
- ※8 「環境保全関係法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)等をいう。

- ※9 「重大な違反」とは、当該法令違反により逮捕、書類送検、起訴されたとき、監督官庁から処分を受けたとき又は京都府及び本法人の所管業務において告発されたとき等をいう。
- ※10 「反社会的な行為」とは、法令等に違反する行為を前提とする。また、極めて重大な反社会的行為が業務に関しないものであることにより別表第2第8号を適用して取引停止を措置する場合の期間は、当該行為が業務に関するものである場合に、別表第1及び前各号に基づき措置する期間を限度とする。
- ※11 「粗雑の程度が極めて重大」とは、物品の使用が不能になる場合等をいう。